

令和 8 年度大津市主任介護支援専門員資格取得支援給付金

給付金の名称	令和 8 年度大津市主任介護支援専門員資格取得支援給付金
給付金の支給目的	大津市内の介護サービス事業所等（別表に掲げる事業所・施設等の種別をいう。以下同じ。）に勤務する介護支援専門員（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）が、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員の資格を取得することを支援することにより、介護支援専門員のキャリアアップ及び地域のケアマネジメントの充実に資することを目的とする。
給付金の支給対象者	次の各号のいずれにも該当する者を給付金の支給対象者とする。 (1) 令和 8 年 4 月 1 日以降に、施行規則第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「研修」という。）を修了した者 (2) 大津市内の介護サービス事業所等に直接雇用され、申請日までに 6 か月以上介護支援専門員の資格を要する職務に従事し、研修修了後も引き続き同一事業所において主任介護支援専門員として資格を要する職務に従事する意思がある者 ただし、次の各号に該当する者を除く。 ①申請時に離職が予定されている者 ②法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターに勤務する地方公務員である職員
給付金の支給額	3 0, 0 0 0 円／1 人
給付金の支給方法	(1) 申請者は、「令和 8 年度大津市主任介護支援専門員資格取得支援給付金支給申請書兼請求書」（様式第 1 号）を市

	長に提出するものとする。 (2) 市長は、前号の申請書兼請求書を受理し、支給対象者と認めるときは、「令和 8 年度大津市主任介護支援専門員資格取得支援給付金支給決定通知書」(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。 (3) 市長は、第 1 号の申請書兼請求書を受理し、給付金の交付をしないことと決定したときは、「令和 8 年度大津市主任介護支援専門員資格取得支援給付金支給申請棄却(却下)決定通知書」(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。 (4) 市長は、第 1 号の申請書兼請求書を受理した日から 30 日以内に申請者に対し、給付金を支払うものとする。
給付金の支給条件	(1) 給付金の総額が予算額を超える場合は、申請書兼請求書の提出順に、予算の範囲内で交付する。 (2) 介護サービス事業所等の当該職員に対する受講料等の経費負担の有無に関わらず対象とする。
給付金の申請期限	令和 9 年 3 月 31 日
様 式	令和 8 年度大津市主任介護支援専門員資格取得支援給付金支給申請書兼請求書(様式第 1 号) 令和 8 年度大津市主任介護支援専門員資格取得支援給付金支給決定通知書(様式第 2 号) 令和 8 年度大津市主任介護支援専門員資格取得支援給付金支給申請棄却(却下)決定通知書(様式第 3 号)
担当部署	大津市健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室

別表

事業所・施設等の種別	根拠法令
特定施設入居者生活介護事業所	法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を運営する事業所
小規模多機能型居宅介護事業所	法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を運営する事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を運営する事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を運営する事業所
地域密着型介護老人福祉施設	法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
看護小規模多機能型居宅介護事業所	法第8条第23項第1号に規定する複合型サービスとして看護小規模多機能型居宅介護を運営する事業所
居宅介護支援事業所	法第8条第24項に規定する居宅介護支援を運営する事業所
介護老人福祉施設	法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
介護老人保健施設	法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	法第8条第29項に規定する介護医療院
介護予防支援事業所	法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を行う事業所